

令和7年度



喜多見の教育

共通項目

学校経営方針	1
年間行事予定	2
生徒指導の方針と重点	3
安全指導 年間計画	9
キャリア教育 全体計画	11
人権教育 全体計画	12
食に関する指導 全体計画・年間指導計画	13
学校保健年間計画	15
情報教育・ICT 活用 全体計画	17
学校図書館教育 全体計画	18
特別活動 全体計画	19
総合的な学習の時間 全体計画	20
道徳教育 全体計画	21
学年経営方針	22

世田谷区立喜多見中学校

令和7年度 喜多見中がめざすもの

「キャリア・未来デザイン教育」を軸にした教育活動の展開

令和7年度 重点目標



- 1 「キャリア・未来デザイン教育」の実現に向けて
 - ・将来展望をもち、諦めず挑戦できる強い意志の育成
 - ・自己決定を促す自由な学びの場を通じた主体性の伸長
- 2 教育DXの推進に向けて
 - ・教育DXを「授業改善推進プラン」における必須ツールとして位置づけ、一人ひとりに合わせた学びの実現
- 3 多様性の尊重と共に学び、共に育つ教育の推進に向けて
 - ・「いじめ」防止の徹底と人権教育の一層の強化推進
 - ・「特別の教科 道徳」の充実
 - ・教育相談活動の定着、要配慮生徒への確実な支援履行
 - ・生徒間、生徒と教師、教師と保護者の強い関係づくり
- 4 地域社会と協働した教育の推進に向けて
 - ・地域ボランティア活動への参加促進
 - ・町会や小学校との連携強化（学校を核とした地域作り）
- 5 「学校における働き方改革」の推進に向けて
 - ・地域マンパワーの積極的な誘致活用
 - ・休暇等の数値目標に基づく健康管理

令和7年度スローガン

「自己実現の達成」～ 壁を越えて ～

令和6年度：「理想への挑戦」～ 今、そして未来へ

令和5年度：「協働」と「自己決定」を通じた「自分らしさ」の探



◎「団体戦」にも「個人戦」にも強い喜多見中生をめざします！

継続して伸ばさせたいもの（★） 特に強化させたいもの（☆）

★「役割分担の学校文化」を踏襲しつつ、役割を相互に理解し尊重させながら全体のために貢献できる力

（⇒ 積極的な挑戦を支援（より多くの子により多くの経験を！）、「成功体験」と「自信獲得」への支援）

★ルールや指示を守れる力、組織として強さを発揮できる力（⇒ ルール違反に気付かせる指導をします）

☆個人の判断力を高めます（⇒ 課題解決は「チームで行うもの」と「個人で考え抜いて決断するもの」と）

☆新しい「挑戦」や「創造的思考」を推奨する環境づくり（⇒ 失敗を許容し、試行錯誤できる支持的風土）

☆リーダーが安心してリーダーシップを発揮できる環境づくり（⇒ リーダーの啓発を教師が支えます）

☆「個性発揮」が認められる場面や機会の設定（⇒ 多様な学びの機会を提供と保障します）

学びのイメージ

◎学年に応じた目標設定

1年生：自分の良さを知る

2年生：自分の良さを活かす

3年生：自分の良さを高め、
深める

成功の体験

確かな学び・豊かな経験

WELLBEING・心身の充実・「居場所」の実感
（「教育相談」に根差した生活指導・生徒指導）

◎教職員の分掌組

経営支援部

教務部

生活指導部

キャリア教育部

教育相談部

めざす学校像：
「自分の子」を預けたい学校

令和7年度年間行事予定表

世田谷区立喜多見中学校(生徒・保護者用)

2025.4.8

4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	火	木	日	火	金	1 月	水		月	1 木	日	
2	水	金	月	水	土	2 火	木	白	火	2 金	月	1 月
3	木	土	火	木	日	3 水	金	月	水	3 土	火	2 月
4	金	日	水	金	月	4 木	土	火	木	4 日	水	3 火
5	土	月	木	土	火	5 金	日	水	金	5 月	木	4 水
6	日	火	金	日	水	6 土	月	木	土	6 火	金	5 木
7	月	水	土	月	木	7 日	火	金	日	7 水	土	6 金
8	火	木	日	火	金	8 月	水	土	月	8 木	日	7 土
9	水	金	月	水	土	9 火	木	月	火	9 金	月	8 日
10	木	土	火	木	日	10 水	金	月	水	10 土	火	9 月
11	金	日	水	金	月	11 木	土	火	木	11 日	水	10 火
12	土	月	木	土	火	12 金	日	水	金	12 月	木	11 水
13	日	火	金	日	水	13 土	月	木	土	13 日	金	12 木
14	月	水	土	月	木	14 火	金	月	火	14 月	土	13 金
15	火	木	日	火	金	15 水	土	月	水	15 日	日	14 土
16	水	金	月	水	土	16 木	日	火	火	16 月	月	15 日
17	木	土	火	木	日	17 金	月	土	水	17 日	火	16 月
18	金	日	水	金	月	18 土	火	月	木	18 月	水	17 火
19	土	月	木	土	火	19 日	金	日	金	19 日	木	18 水
20	日	火	金	日	水	20 月	土	月	土	20 金	金	19 木
21	月	水	土	月	木	21 火	日	火	火	21 土	土	20 金
22	火	木	日	火	金	22 水	月	月	火	22 日	日	21 土
23	水	金	月	水	土	23 木	火	日	水	23 月	月	22 日
24	木	土	火	木	日	24 金	月	月	木	24 日	火	23 月
25	金	日	水	金	月	25 土	火	火	金	25 月	水	24 日
26	土	月	木	土	火	26 日	土	月	土	26 日	木	25 月
27	日	火	金	日	水	27 月	日	火	金	27 月	金	26 日
28	月	水	土	月	木	28 火	月	金	土	28 日	土	27 月
29	火	木	日	火	金	29 水	日	月	木	29 日	日	28 月
30	水	金	月	水	土	30 木	火	火	金	30 月	月	29 日
31	木	土	火	木	日	31 金	月	土	土	31 日	水	30 月
1年生	16	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
2年生	14	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
3年生	17	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
1年生 3学期合計	14	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
2年生 3学期合計	14	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
3年生 3学期合計	17	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
1年生 1学期合計	14	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
2年生 1学期合計	14	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17
3年生 1学期合計	17	20	21	14		20	22	18	19	16	18	17

生活指導共通理解項目

1 教員間の連絡、判断、報告について

(1) 基本的な考え

- ア 生徒ならびに保護者に理解を得られる約束事（校則等）の基準を前提とし、未然防止型の指導体制を推進する。
- イ 全教員が生活指導共通項目を熟読し、同じ判断基準で動くことが望ましいが、生徒、保護者、教員との関係性、その他の状況など、臨機応変に対応しなければならないことが多々あるため、報告、連絡、相談を密に行うようにする。

(2) 相談を要する問題行動などが発覚した場合

- ア 問題を発見した教員は、当該生徒の担任、学年主任と生活指導部教員へ連絡する。
- イ 学年主任、当該学年の教員、生活指導主任で対応を相談して決める。必要に応じて管理職に報告する。
 - ・指導方法、指導内容
 - ・すぐに対応すべきか、学年の教員で協議した上で対応方法を決めるべきか
 - ・指導体制 何人で、誰が指導にあたるか
 - ・指導場所
 - ・タイミング【すぐに(授業から外すなど)、次の休み時間か、放課後かなど】
 - ・保護者連絡の有無とタイミング
- ウ 重大な場合は、管理職を交えて相談した上で判断する。
- エ 学年主任、生活指導主任が不在で、緊急を要する場合は、管理職を交えて相談し判断した上で対応する。
- オ 問題の解決の有無に関わらず、できるだけ早急に学年教員全員での情報の共有を図る。

2 問題発生時の対応（生徒）

(1) 対応の原則

- ◎問題行動…いじめ、授業妨害、暴力、暴言、地域・他校とのトラブル、犯罪、SNSでのトラブル等
対応・聞き取り・指導については、同様に行う
- ・各学年の学年主任が中心となり、学年全職員で協力して行う。状況に応じて生活指導主任が入る。
- ・状況や指導の結果などは、校長・副校長・生活指導主任に報告する。特に「重大な怪我（首から上）」や「交通事故」，「地域でのトラブル」，「他校とのトラブル」，「複数の学年にまたがるトラブル」など、全職員で共有した方が良いと判断される内容については、『生活指導連絡会』などで報告し、報告内容を回覧する。
- ・生活指導主任は必要に応じて各学年の指導に加わるが、主として学校全体の連絡・調整にあたる。

(2) 事態の収拾

- ・授業中、休み時間、始業前、放課後を問わず、「制止させる」よう努める
- ・授業妨害、暴力（暴言）、健康や安全管理上の問題がある場合については、授業を中断してでも事態の収拾にあたる。
- ・該当教員だけで対応が困難な場合は、インターホンを使うか、生徒（学級委員など）を職員室か近くの教員のところへ連絡に行かせる。連絡を受けた教員は直ちに現場に行き対応する。

生徒が目撃した場合や異常発生時に、すぐにすすんで職員室に通報するような体制や人間関係、雰囲気普段から作る。

(3) 対応・聞き取り・指導

- ・なるべく多くの職員で現場に駆けつけ対応する。
- ・関係のない生徒は教室などに戻し、野次馬をつくらない。
- ・けんかなど興奮している場合や集団で暴れた場合などは生徒を分散させ、複数の教員が手分けをして聞き取り、指導を行う。（内容はメモなどを取り、聞き取った内容を照らし合わせ、必要があれば再度聞き取りを行う）
- ・指導の状況を、生活指導主任・管理職に報告する。
- ・外部諸機関につなぐ必要があると判断した場合は、警察・児相・子ども家庭支援センターなどにつなぐ。決定は校長、不在の場合は副校長および生活指導主任が行う。
- ・必要に応じて、学級・学年・全校で集まり指導を行う。

(3) 事後指導・家庭連絡

- ・必要に応じて、学年の教員を中心に適切なタイミングで指導を行う。
- ・保護者にはできるだけ早く、できればその日のうちに連絡し、指導の経過と内容を伝え、理解をいただくと共に、家庭でもお話をしてほしいことを伝える。
怪我・病気などの場合は、本人や養護教諭から症状などを聞き、必ず保護者に連絡し、丁寧に対応する。事前に当該生徒の保護者に連絡することを伝え、帰宅時間などを確認する
- ・重大な案件や全体に共有すべき案件は担当者が、『★生活指導の記録』に生徒名、内容、対応、指導などを入力する。
ロイロノート等で速やかに全体共有する。

(4) 警察等への通報について

- ア 悪質、意図的な暴力や破壊行為や、学校で対応できない場合は警察へ通報する。
- イ 110番もしくは成城警察少年係等への通報の判断は校長が行う。

3 問題発生時の対応（不審者）

(1) 学校関係者以外の不審者が校門・学校周辺に来た場合

- ・発見後、職員室に連絡し、職員室にいる教員全員で対応する（必ず複数で）。
放送（「大きな荷物が〇〇に届きました」）を利用して他教員の応援を仰ぐ。ただし、生徒の混乱が予想される場合は、数名の教員が校舎内で対応する。
- ・職員室で連絡を受けた教職員は、直ちに管理職に連絡。管理職に確認をとり、すぐに「学校110番」による発報、警察への連絡。
- ・不審者対応訓練にそって対応する。教職員も自分の命を最優先する。

(2) 他校生の場合

- ・“学校名”“氏名”“用件”を聞く。「他校に来てはいけないこと」を告げ、帰らせる。帰った後に在籍校に連絡。
- ・帰らなかった場合は、こじれる場合があるので在籍校に連絡、在籍校に引き取ってもらう。
- ・暴れることがあれば、成城警察少年係に通報する。
- ・他校生と本校生徒が一緒にいた場合は、同様の指導を行う。本校生徒にも「他校に行ってはいけないこと」と指導をする。素直に帰らない、こじれる場合は本校生徒と他校生を離して指導あるいは対応する。(本校生徒は当該学年が指導)。

4 問題発生時の対応 (その他)

(1) 器物損壊の対応

- ・破損届は、原則として大きな破損・故意の破損・高額な物の破損など保護者に「破損届」を書いてもらうことで指導上の効果が期待できる場合に記入させ、年度内は学校で生活指導主任が保管する。
- ・本校では器物や施設の破損は弁償とせず、校費での修理や再購入としている。しかし、内容によっては本人の指導上の効果を考慮し、保護者とも相談の上で実費負担を求めることもありえる。
- ・生徒から破損の申し出があったとき…該当生徒から聞き取り及び指導後、家庭に連絡
- ・申し出のない破損を見つけた場合……情報を持っている生徒集団を対象に担任などから情報提供を呼びかける。その後、該当生徒が判明したら上記の流れ

(2) 他の生徒の所有物を破損した場合

- ・事実確認。破損させた生徒と被害生徒の両方から、状況 原因、破損の程度を聞く。ただし、被害生徒が何も知らない場合、破損された事実を伝えることで精神的苦痛を伴う可能性もあるので、慎重に対応する。
- ・破損させた生徒への指導は、原因などをふまえた上で再発防止へつながるように行う。ただし、意図的に破損させた場合は、しっかりとした対応をする。
- ・双方の保護者へ連絡をする。加害者側から被害者側の保護者へ連絡するようにすすめるが、弁償等についての話を教員側からもちかけることはしない。

(3) 火災報知器が鳴った場合

- ・職員室の教員は放送機器隣の表示盤で位置を確認し、駆けつける。現場近くの教員も駆けつける。(解除用にドライバーが必要)
- ・火災などの非常事態であれば、火元を避ける経路で近くの生徒を校庭へ避難させる。駆けつけた教員が職員室の管理職に迅速に報告し、他学年の生徒も校庭へ避難させる。
- ・避難の判断、方法、生徒への連絡方法は管理職が判断する。
- ・非常事態ではなく、悪戯、衝突などによるものであれば、ドライバーで報知器の円形のパネルを外し、スイッチを切る。集まってきた生徒を落ち着かせるとともに、校内放送を使い通常の学校生活に戻す。同時に、どのような経緯で鳴ったのか生徒に聞き取りをする。
- ・鳴らした生徒は、人命に関わる問題であることも理解させ指導する。

(4) 緊急事態で、教員を職員室に集める必要がある場合

- ・放送で『校長先生、お電話です』と流す。全職員はこの放送を聞いたら職員室に集まり、今後の対応を協議する。

5 いじめ問題の対応

(1) いじめの早期対応問題への対応 (喜多見中学校いじめ防止基本方針参照)

- ・いじめの情報を確認したら、被害生徒の担任、いじめ対策委員会(企画委員会)に報告する。教職員が一体となり、組織的かつ迅速に対応する。
- ・被害生徒、保護者から聞き取りを行う。
- ・被害生徒、保護者から同意を得たうえで、加害生徒や関係生徒から事実確認をする。話を聞いた教員同士で被害生徒と加害生徒の話に相違がないか確認し、違いがある場合は再度生徒に確認をし、正確な事実を確認し、当該生徒・関係生徒にも確認する。
- ・事実確認をした上で、被害生徒・加害生徒双方に保護者連絡を行い、加害生徒から被害生徒に対して謝罪する場を設ける。

6 服装・頭髪・アクセサリ類の指導

基本方針「平素より高校受験の面接や職場体験での服装・髪型を基準にし、TPO に応じて個人で判断する」

(1) プリント「令和7年度 喜多見中学校の生活」を年度最初に配布し、指導を行う。

(2) 衣替えは行っていない。(季節・天候・気温などにより各自が判断)

(3) 確認事項

- ・標準服を正しく着用させる。
夏服時は、ワイシャツ・ブラウス、紺色の無地のポロシャツとする。
冬服時は、ブレザーを着用する
儀式(入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式)の際は、ネクタイ・リボンのいずれかを着用する。それ以外では、ネクタイ・リボンの着用は必要としない。
- ・ブレザーを着用する場合は、ブレザーのボタンを締めること、ネクタイ・リボンを着ける場合はシャツの第1ボタンを締め、結び目は第1ボタンが隠れるように締める。
- ・スカート丈が膝の中心より上になっているときは注意をする。
- ・くつ下の長さ・色の規定はない。(黒・紺を推奨している)
- ・防寒のためのセーター・カーディガンは、標準服の下に着用しても良い。校内ではブレザーを脱ぎ、セーター・カーディガンで生活してよい。
- ・セーター・カーディガンや防寒着を着用する場合は、必ずブレザーを着て登下校する。
- ・防寒具としてコート類の着用や、マフラー、手袋の着用を認めている。(色指定はなし)
- ・タイツ・ストッキングの着用を認める。
- ・「異装」「茶髪」「ピアス」「化粧」「アクセサリ」などについては、早期発見に努め、教職員全員で注意(指導)を行う。指導には家庭の協力も得る。
- ・体育館履きは体育館・格技室以外では使用しない。体育館へは上履きで移動し、入口で履き替える。集会などの場合、時間短縮のために体育館履きで移動する。
体育館履きのない者は体育館入り口で上履きを脱ぐ。(部活動のシューズも同様)
- ・部活動時の服装は、体操着及びジャージ、部活指定のものとする。それ以外の服装は顧問が確認の上で着用する。
- ・部活での再登校、部活後の下校、休日練習の登下校は部活指定の服装で可とする。
- ・長い髪は、マナーとして体育等、ゴムで結ばせる。(ゴムの指定はない)
- ・着こなしを考える日(毎月第3水曜日)では、私服を含め、適切な服装を考えて着用する。

(4) 服装指導の徹底事項

- ・全教員で標準服を正しく着用するように指導をする。その場で直すように指導する。違反に関しては、学年、クラスに関わらず、見かけた全ての教員が指導にあたる。
- ・校則違反である頭髮、化粧などをしてきた場合は、保護者と連絡を取り確認して指導する。直すように指導するが、登校させないというような指導はしない。直すために一旦下校したいと生徒が申し出た場合は、必ず保護者に連絡を入れた上で下校させる。
- ・ピアス、アクセサリーはその場でとらせて、下校時まで担任が預かる。

7 その他の対応

(1) 不要物（携帯電話、漫画など）アメ、ガムなどの菓子

- ・発見した教員が違反であることを指導し預かる。
- ・担任、当該活動の担当教員（部活動中なら顧問）、学年主任へ連絡。
- ・担任が当該活動の担当教員より指導。
- ・担任もしくは指導にあたった教員が預かり、保護者に連絡の上で返却する。処分しない。

(2) 自転車登校

- ・学校で保管し、保護者に連絡した上で、返却する。

(3) 生徒手帳紛失

- ・再発行願を提出させた上で、担任より渡す。

(4) 他教室・他学年の階への出入り

- ・立ち入らないようにする（授業や教科連絡等で先生に用事があるときのみ）。

(5) 忘れ物

- ・始業時間から就業時間までは、家に取りに帰ることは認めない（成績に関わる場合も同様）。放課後再登校とする。
- ・保護者に連絡し、持ってきてもらう場合もある（弁当など）。

(6) 授業にいるべき生徒の行方が不明

- ・担当教員は校内インターホンを使い職員室へ連絡。職員室の教員が所在を確認する。
- ・見つけた場合は、授業担当に連絡する。（すみやかに授業に戻す）
- ・校内にいない場合は、保護者に連絡をする。

(7) 卒業生への対応

- ・卒業時に、3学年職員より「原則として16:00以降に来校する」「事前に電話連絡をする」と伝える。卒業生が校内を徘徊しないよう、原則として該当学年や部活動顧問が対応する。
- ・来校時は、受付名簿に記入し主事室、職員室にあいさつをする。
- ・職員の指示に従わない場合は、理由を説明した上で帰ってもらう。

(8) 放送

- ・生徒を放送で呼び出すことはしない。その他の対応でも生徒の人権に十分配慮する。

(9) マスコミへの対応

- ・窓口は、副校長に一本化する。
- ・来校の場合は、すぐに校長室に通さずに2階会議室に通し、その間に対応を協議する。

8 年度当初に確認すること

(1) 机・イスについて

- ・天板付け替えや交換が必要な場合は、年度末に調整し春休みに交換する。
- ・各学年でラベルを貼る。
- ・予備の机・イスは北校舎3階にある。適宜交換する。

(2) 靴箱について

- ・毎年学年の人数等に応じて下駄箱の位置を決定する。
- ・各学年で出席番号のラベルを貼る。

(3) 傘立てについて

- ・各下駄箱横に設置する。
- ・縦・横にアルファベットと数字が書いてあるので割り振る。

(4) 生徒手帳について

- ・学年時間割内に各学年で配布する。
- ・各学年でゴム印、割印を押して配布する。

(5) クラス集合写真撮影（生活指導用）について

- ・撮影日は年度当初の学年時間割期間中にあてる。
- ・撮影の指示、服装の確認は、各学年で行う。

(6) 貸し上履き・体育館履き・ネクタイについて

- ・上履き・体育館履きは職員室前のロッカーにある。
- ・対応した先生は、貸し出し簿に記入させ、渡す。（その日のうちに返却）

(7) 落とし物について

- ・落とし物があつた場合は、生活指導部落とし物担当に渡す（場所・時間を明記）
- ・職員室前の落とし物棚に陳列し、学期末までに申し出がなければ、処分する。

(8) 教室のロッカーについて

- ・基本的にタブレット以外持ち帰らなくてよい。
- ・ロッカーの上に荷物を置かない。

(9) 制汗剤（シート・日焼け止めも含む）について

- ・無香料のものは使用可。
- ・汗を拭く等は、できるだけ「水で洗う」「タオルで拭く」ように指導する。
- ・制汗剤・日焼け止め等の約束
 - 〔香料（臭いのあるもの）は、使用しない。〕
 - 〔自分が使用する、必要最小限を持参する（人にあげない、塗らない）〕
 - 〔場所・時間をわきまえ、更衣場所で更衣時間に使用する。〕

(10) 昼休みについて

- ・校庭の開放 生活委員会がボールの貸し出しを担当する
- ・雨天時は、学年ごとにローテーションで体育館を開放し、生活委員がボールを貸し出す。

令和7年度 安全指導年間計画

1 避難訓練について

(1) 目的

火災、震災等の災害発生時において、自他の生命の保全と危険に直面した時、自他の安全を図り、臨機応変に物事を処理する判断力や態度、技能の素地を作る。

(2) 年間計画 ※実施要項確認

月／日（曜）	内 容	行 動 予 定
4月17日（木）	緊急時の避難経路の確認	避難経路、集合隊形、点呼、報告方法の確認
4月28日（月）	不審者対応訓練	不審者対応訓練 教員研修
5月23日（金）	地震	机下避難 校庭集合
6月7日（土）	地震 引き取り訓練	机下避難 保護者による引き取り訓練
7月14日（月）	地区班確認	廊下整列・点呼 地区班確認
防災の日 9月1日（月）	集団下校	地区班ごとの集団下校
10月8日（水）	火災発生 第2理科室より出火	校庭集合
11月21日（金）	Jアラート	机下避難 学級指導
12月17日（水）	地震 机下避難・校庭集合	机下避難・廊下整列・点呼（経路の確認）
1月20日（火）	地震	机下避難 校庭集合
2月10日（火）	地震による火災 調理室より出火	昼休み中の火災 校庭集合（経路の確認）
3月5日（木）	（予告なし訓練） 地震による火災 給食室より出火	昼休み中の火災 校庭集合（経路の確認）

2 安全指導について

(1) 目 的

日常生活において安全に生活するために、また、火災・地震等の災害発生時や交通関係による危険に直面した時、自他の安全を図り、臨機応変に物事を処理できる判断力や態度、技能の素地を作る。

(2) 年間計画

月／日（曜）	内 容	行 動 予 定
4 月 21 日（月）	登下校時の経路について エアコン 加湿器の使用について	登下校時の経路確認、横断歩道の正しい利用 大規模地震発生時の生徒引き取り確認表配布・回収
5 月 12 日（月）	登下校の安全について	正門前横断について 通学路の安全不審者対策について
6 月 16 日（月）	登下校時の経路確認 災害発生時の避難	登下校経路確認 登下校時の危険場所確認 不審者に対する取るべき行動
7 月 7 日（月）	夏休みの交通安全 夏休みのしおりにより指導	夏休みの交通安全夏休みのしおりにより指導
9 月 1 日（月）	校内生活の安全について	校内危険箇所の確認 不審者への対応 校内生活上のケース別避難について
10 月 6 日（月）	登下校の安全について	登下校中の交通安全
11 月 10 日（月）	冬季におけるエアコン・加湿器 の取り扱いについて	エアコン・加湿器取り扱い等の注意（再確認）
12 月 8 日（月）	防火安全器具について	防火シャッターについて 消火器について（場所確認） 消火栓について（場所確認）
1 月 8 日（木）	校内生活の安全について	廊下・教室等での危険行為についての指導 教室の換気について AED設置について（場所確認）
2 月 9 日（月）	自転車の乗り方	歩行者の通行を妨げない 危険な乗り方をしない 交通マナーを守る
3 月 9 日（月）	春休みの交通安全	自転車乗車時のマナー 自転車の点検

(3) そ の 他

- 6 月 5 日（木） ネットリテラシー醸成講座（1 学年）
- 6 月 6 日（金） SOS の出し方（2 学年）
- 6 月 16 日（月） いじめ防止プログラム（1 学年）
- 11 月 6 日（木） セーフティ教室 交通安全について（1 学年）
- 3 月 10 日（火） 薬物乱用防止教室（3 学年）

令和7年度 キャリア教育 全体計画 喜多見の学び舎 世田谷区立喜多見中学校

地域の実態

多摩川の近くにあり、自然に恵まれた地域で、畑作をする農家もある。学校の教育活動にも協力的である。

学校の教育目標

自ら考え、自ら学び、主体的に生きる生徒の育成
 1 より深く学ぶ(生徒を育てる)。
 2 勇気と思いやりをもつ(生徒を育てる)。
 3 健康で明るい(生徒を育てる)。

生徒の実態

・健康的で明るい。
 ・素朴で素直。
 ・思いやりがあり優しい。
 ・自主性がやや弱く、指示を待つ傾向がある。

キャリア教育の目標

社会で生き抜く力を身に付け、社会の変化に的確に対応できる能力を育成する。
 肯定的に自分を理解し、自分の興味や関心に基づく職業観・勤労観を育む態度を育成する。

		1 年	2 年	3 年
目標(各学年)		様々な活動をとおり、自己を見つめ自己のキャリア形成について関心を高め、進んで将来の計画を立てられる生徒を育成する。	体験的な活動での情報を積極的に取り入れ、人として生き抜く力を身に付けられる生徒を育成する。	将来の生き方を考え、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現しようとする生徒を育成する。
基礎的 ・汎用的 能力	人間関係形成 ・社会形成能力	自分の良さや個性が分かり、自己と他者の違いに気づき、尊重する。	自分の言動、行動が他者に及ぼす影響がわかり、互いに支えながら仕事をする。	他者に配慮しながら、積極的に人間関係を構築する。
	自己理解 ・自己管理能力	よりよい集団活動のため、自分の役割や活動の進め方が分かる。	社会の一員としての自覚をもち、自分の果たすべき役割を考える。	社会と自己の関わりから自分の特徴に気づき、自分らしい生き方を考える。
	課題対応能力	学習や活動の過程を振り返り、次の場面に活かそうとする。	課題に積極的に取り組み、主体的に解決していこうとする。	より良い生活や学習、進路や生き方を目指し、自ら課題を見だし、その達成に向けて努力する。
	キャリア プランニング能力	将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心を高める。	体験活動等とおして、勤労への意欲や働く人々の思いを理解する。	自己の個性、興味や関心に基づき、より良い進路選択を実現しようとする。
各教科		・適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力を養う。 ・主体的な課題解決能力を習得する。		
特別の教科 道徳		・生き方について学び、自己理解と自己実現に必要な態度や能力を育成する。 ・勤労の尊さや働く喜びを理解し、奉仕の精神や地域社会の一員としての自覚をもつ。		
特別活動		・人として生き方についての自覚を深め、自己を活かす能力を育成する。 ・集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする態度を育成する。		
総合的な学習・日本語		・体験的な活動とおして、自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育成する。 ・学び方やものの考え方を身に付け、探究活動に主体的・創造的・協働的に取り組む態度を育成する。		
キャリア・パスポートの活用		・学年始、学期ごとの振り返り ・行事、その他の体験学習 ・職業調べ等	・学年始、学期ごとの振り返り ・行事、その他の体験学習 ・上級学校訪問、職場体験等	・学年始、学期ごとの振り返り ・行事、その他の体験学習 ・訪問授業、進路学習等

令和7年度 人権教育 全体計画

世田谷区立喜多見中学校

<関係法令等>

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・東京都教育委員会教育目標
- ・世田谷区教育委員会教育目標
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

<学校の教育目標>

- 深く学ぶ（生徒を育てる）
- 勇気と思いやりをもつ（生徒を育てる）
- 健康で明るい（生徒を育てる）

<生徒の実態>

素朴で明るく、まじめな気質の生徒が多い。一方で、自己肯定感・自己有用感が低く、自主性や自己決定力に欠ける生徒が多い。

<地域・保護者の願い>

活発な学校生活を送り、社会に出てからもがんばれる力を身に付けさせたい。

<人権教育の目標>

世田谷区教育委員会教育方針を受け、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間をとおして、人権尊重の精神を基調とした教育および、自他を敬愛し、理想と志をもち、日本の文化・伝統を継承し、世界の人々と共に生きることのできる自立した個人を育成する教育を推進する。

<人権教育の課題>

- ・生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、生徒の発達段階を考慮した指導により、生徒の意欲と態度を育成する。
- ・豊かな自然や地域を生かした指導により、情操豊かな生徒を育成する。
- ・障害者、性自認、異性愛者以外の性的指向を有する者、子ども、外国人への偏見やインターネット等による人権侵害をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会づくりにつながるよう人権意識を高める。

<目指す生徒像>

- ・心身ともに健康で、自分の良さを発揮し、社会に貢献する生徒
- ・自他を慈しみ、生命を大切にする心と、人とのかかわりを通して豊かな心をもつ生徒

<全教育活動における指導のねらい>

人権の意義や重要性についての正しい知識を十分に身に付けるとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権の配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚を十分に身に付けることができるようにする。

<教科等でのねらい>

国語	適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めると共に、思考力を養う
社会	民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う
数学	数理的に筋道を立てて、論理的に考察する能力を育てる
理科	科学的に調べる能力と態度、生命を尊重する態度を育てると共に、科学的な見方や考え方を養う
音楽	豊かな情操を養う
美術	豊かな情操を養う
保健体育	能力や、身体の違いによる差別をなくし、協力・公正などの態度を養う
技術・家庭	生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる
外国語	積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と実践的コミュニケーション能力の基礎を養う
日本語	人とのかかわりや礼儀の心を『考える』ということをとおしてして学ぶ
道徳	思いやりの心をもち、自他の権利を重んじ義務を果たす心情や態度を育てる
特別活動	集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる
総合的な学習の時間	自己の生き方について考えることができるようにする

<教職員の研修>

- ・都教委や区教委主催の研修会への参加
- ・研修会の活性化

<学年・学級経営>

- ・一人一人を大切にし、良さを伸ばす。
- ・生徒同士、生徒と教職員が相互に信頼する温かい学校づくり

<保護者・地域との連携>

- ・道徳授業地区公開講座の実施
- ・学校協議会を活用して、地域に協力を求める。

令和7年度 食に関する指導の全体計画

学校教育目標

人権尊重の精神を基調として、自ら考え、自ら学び、主体的に生きる生徒の育成を目指し、次の目標を設定する。

- 1 より深く学ぶ
- 2 勇気と思いやりをもつ
- 3 健康で明るい

【第4次食育推進基本計画】

- ・朝食を欠食する子供の割合 0%
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民 50%以上

【東京都食育推進計画】

- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2食(回)以上食べている人の割合 90%以上

【世田谷区教育要領】

- ・健やかな身体の育成

【生徒の実態】

- ・朝ごはんを毎日食べる生徒 88%
- ・給食残食率 13%

【保護者・地域の実態】

- ・周りに畑が多く、農作物に触れる機会が多い。

食育の視点

- ◇食事の重要性
- ◇心身の健康
- ◇食品を選択する能力
- ◇感謝の心
- ◇社会性
- ◇食文化

食に関する指導の目標

(知識・技能)

食事の重要性や食文化等について理解し、健やかな身体に関する知識や技能を身に付けている。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について考え、自ら管理し判断ができる。

(学びに向かう力・人間性等)

食事のマナーを通してコミュニケーション能力を養い、食に関わる人々に感謝する態度を身に付けている。

各学年の食に関する指導の目標

1年	2年	3年
望ましい食事の仕方を理解し、自ら献立を立てることができる。 栄養素の働きについて考え、適切な食品の選択ができる。 日本の優れた食文化を尊重し、後世に伝えようとする態度を身に付けている。	食環境と食生活の関りを理解し、自分の食生活を見つめなおすことができる。 生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。 食事を通して、相手への心遣いができるようにする。	日本や世界の風土や食文化を理解し、自分の食生活と深く結びつけることができる。 自らの健康を保持増進しようとし、正しい情報に基づいて判断できる。 SDGsについて考え、環境や資源に配慮した食生活を実践できる。

食育推進組織（食育推進）

栄養教諭＋1名（総合的な学習の時間及び教科「日本語」においては、各学年の担当と連携）

食に関する指導

教科における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導

社会、理科、技術・家庭科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等

給食の時間における食に関する指導：食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認

給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得

個別的な相談指導：食物アレルギー・疾患、肥満・やせ傾向、スポーツ、偏食 等

地場産物の活用

永井農園と契約し、「せたがやそだち」の野菜を使用

給食通信の放送による給食時の指導の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る

家庭・地域との連携

積極的な情報発信、関係者評価の実施、地域ネットワーク（人材バンク）等の活用

学校だより、給食だより、学校給食試食会、家庭教育学級、学校保健委員会、講演会、ホームページ、学校運営協議会 等

食育推進の評価

活動指標：食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整

成果指標：生徒の実態、保護者・地域の実態

令和7年度食に関する指導の年間指導計画

[illegible]

令和7年度 学校保健計画

1 学校保健目標

①積極的に自己管理能力を高めようとする力を育む ②自他の生命をかけたがえのないものとして大切にできる力を育む。

2 年間計画一覧

月		4	5	6	7・8	9
保健目標		自分の健康状態を把握しよう	自分の健康状態の保持増進に努めよう	歯の健康に関心をもとう	夏を健康に過ごそう	生活のリズムを整えよう
学校保健 関連行事		・定期健康診断(身体計測、内科、腎臓1次、結核検診) ・応急救命救急講習(教員)	・定期健康診断(内科、眼科、心臓、腎臓2次・予備、歯科) ・運動会	・定期健康診断(耳鼻科、色覚) ・河口湖移動教室 ・水泳指導	・水泳指導 ・大掃除	・生活習慣予防検診 ・セーフティ教室 ・修学旅行事前健診
保健 管理	環境	・感染症者数把握 ・嘔吐処理セット設置	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握
	生活	・定期健康診断計画・実施 ・受診勧告 ・保健調査票	・受診勧告 ・事後措置 ・熱中症対策	・受診勧告 ・事後措置 ・熱中症対策	・保健室物品点検 ・熱中症対策	・熱中症対策
保健 教育	保健 指導	・保健室の利用方法 ・健康診断の目的	・世界禁煙デー(5/31-6/6) ・熱中症対策指導	・水泳時の健康管理指導 ・歯の衛生週間(6/4-6/10)	・鼻の日(8/7) ・夏休みの過ごし方	・救急の日(9/9) ・結核予防週間(9/24-9/30)
	生徒会 活動	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送 ・ハンカチチェック	・保健給食委員会 ・石鹸補充 ・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送 ・ハンカチチェック
個別指導		・来室者対応 ・不登校者支援 ・生活習慣指導 ・発育発達に関する指導 ・相談 ・疾病の対応 ・学校生活管理指導表				

月		10	11	12	1	2	3
保健目標		目の健康に注意しよう	正しい姿勢を心がけよう	感染症の予防をしよう	教室の喚起に気をつけよう	心の健康について考えよう	1年間の健康生活を振り返ろう
学校保健 関連行事		・陸上競技大会 ・修学旅行	・第1回新入生保護者説明会		・学校保健委員会	・学習成果展覧会 ・第2回新入生保護者説明会	・大掃除
保健 管理	環境	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握	・感染症者数把握
	生活	・嘔吐処理セット点検	・感染症予防対策 ・出席停止解除願 い提出状況確認	・感染症予防対策 ・出席停止解除願 い提出状況確認	・感染症予防対策 ・出席停止解除願 い提出状況確認	・感染症予防対策 ・次年度健康診断 計画	・次年度年間計画 作成 ・年度末反省
保健 教育	保健 指導	・目の愛護デー(10/10)	・いい歯の日(11/8)	・冬休みの過ごし方			・耳の日(3/3) ・年度末反省
	生徒 会 活動	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送 ・ハンカチチェック	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送	・保健給食委員会 ・石鹸補充・食育放送
個別指導		・来室者対応 ・不登校者支援 ・生活習慣指導 ・発育発達に関する指導 ・相談 ・疾病の対応 ・学校生活管理指導表					

令和7年度 学校環境衛生年間計画

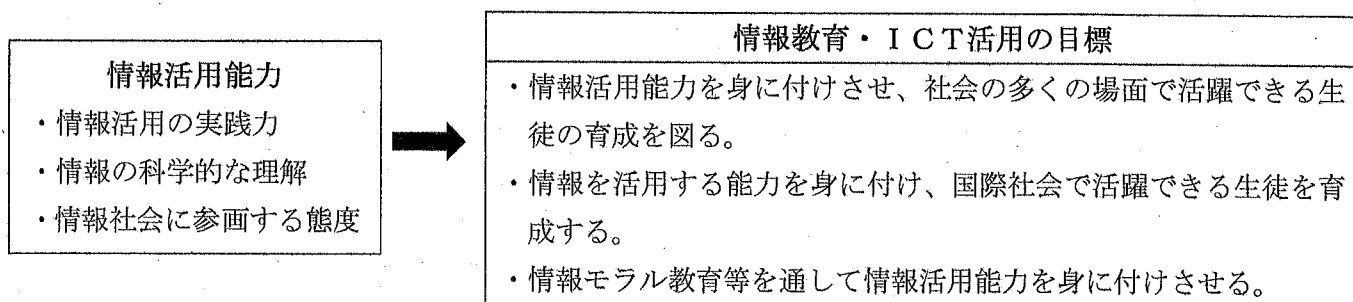
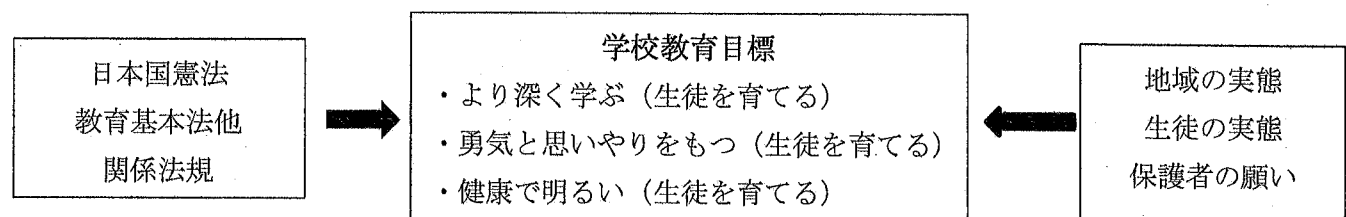
- 1 目的 学校環境の状況を常時監視し、科学的・学術的に評価し、学校環境を整備することによって生徒の発育・発達や健康の保持増進、学習効率の向上に役立てる。

2 内容

調査者	検査	年間検査回数	実施時期（予定）
養護教諭	飲料水検査	毎日	毎日
学校薬剤師	飲料水月例検査	毎月	毎月
学校薬剤師	教室の空気検査	2回	①7月～10月 ②12月～2月
学校薬剤師	教室の照度・照明	2回	①4月～6月 ②10月～12月
学校薬剤師	ダニ・アレルゲン検査	1回	6月～8月
学校薬剤師	学校プール施設・設備点検	1回	6月～7月
養護教諭 / 学校薬剤師	理科室・保健室等薬品点検	1回	1月～3月
委託業者	教室等の空气中化学物質検査	1回	7月～9月
委託業者	騒音レベル検査	1回	5月～10月
委託業者	プール水水質検査	プール開催期間中、 毎月1回	6月～9月
委託業者	害虫生息調査	2回	①5月～7月 ②10月～12月
委託業者	飲料水等水質検査（飲料水）	1回	6月～7月
委託業者	飲料水等水質検査（雑用水）	2回	①6月～7月 ②12月

令和7年度 情報教育・ICT活用全体計画

世田谷区立喜多見中学校



各学年の指導目標
1年 ・情報機器の基本操作を身に付けさせる（タブレットの基本操作・Excelを用いた計算等） ・情報手段の特性を理解させる（調べ学習の活用） ・情報技術の社会への様々な影響を知らせる（ネットリテラシー醸成・ネット知識と安全）
2年 ・情報を主体的に収集できる能力を身に付けさせる ・必要に応じて、情報を処理、表現、創造することができる力を身に付けさせる（プレゼンテーション） ・情報モラルの必要性を理解させる（著作権・肖像権の基礎知識等）
3年 ・必要に応じて、情報を発信・伝達できる能力を身に付けさせる（情報の取捨選択等） ・自らの情報活用を評価改善できる能力を身に付けさせる（統計への活用） ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を培う（著作権・肖像権の基礎知識および人権）

各教科における情報教育	道徳教育	総合的な学習の時間 教科「日本語」
ICT 機器やコンテンツを活用し、情報能力の育成を図る。 ・タブレットカメラを用いた図示 ・デジタル教科書の活用 ・各種計測、データ処理	・情報化社会において多量の情報に流されことなく、取捨選択し、責任をもって活用する能力、態度を養う。 ・情報モラルの育成を図る。	・インターネットによる情報活用 ・地域への情報発信と受理 ・ホームページによる学校紹介

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ○継続的、日常的なICT機器の利用 | ○教職員の情報活用能力を高める研修の充実 |
| ○関係諸機関とネットワークを通じた情報の共有 | ○地域の情報発信 |

令和7年度 学校図書館教育年間計画

1 目的

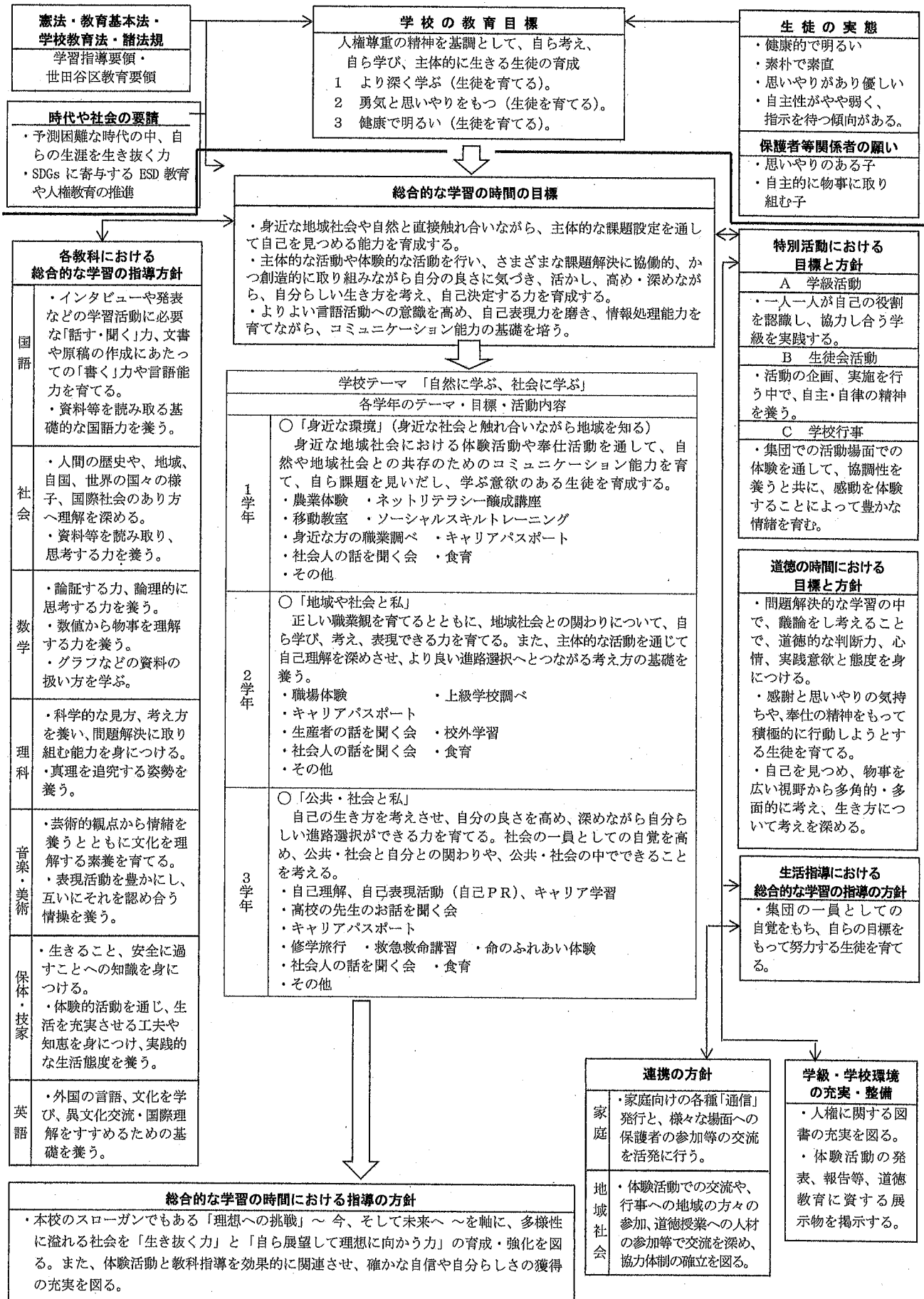
- (1) 「読書センター」「学習センター」「情報センター」という学校図書館の3つの機能の充実を図っていく。
- (2) 「読書センター」として、本に親しむ生徒を育て、その言語に関する力と考える力を高め、心を育む。
- (3) 「学習センター」・「情報センター」として、生徒の対話的な深い学びを行う授業の実現に寄与し、社会人として必要な情報集収力や分析力を生徒に培わせる。

2 具体的な方法と年間予定

- (1) 読書支援…
- | | |
|---------|--|
| 【4月】 | 学校図書館活用の仕方についてオリエンテーション |
| 【5月】 | 廃棄本リサイクル市 |
| 【6～7月】 | 読書イベント（1） |
| 【7月】 | 新着本紹介（前期）、図書委員による「オススメ本紹介」
喜多見小学校 新 BOP への読み聞かせ活動（前期） |
| 【11月】 | 読書イベント（2） |
| 【12～1月】 | 図書委員による「オススメ本紹介」、
百人一首・和歌コーナーの設置 |
| 【2月】 | 新着本紹介（後期） |
| 【3月】 | 喜多見小学校 新 BOP への読み聞かせ活動（後期） |
- ※月ごとに。「〇月生まれの作家」コーナーの設置、図書だよりの発行
※通年で。朝読書の推進。

- (2) 学習支援…
- | | |
|----------|---------------------------|
| 【4月】 | 先生方むけ図書館利用ガイダンス |
| 【6～7月】 | 選書に関する先生方へのアンケート（前期） |
| 【5～9月】 | 修学旅行関連・職場体験関連図書の手配やコーナー設置 |
| 【10～11月】 | 選書に関する先生方へのアンケート（後期） |
| 【12～2月】 | 校外学習関連図書の手配やコーナー設置 |
- ※随時、各学年での総合的学習の時間や教科「日本語」の授業における調べ学習に対応し、公共図書館より借り出しを行う。

令和7年度 総合的な学習の時間 全体計画



令和7年度 道徳教育 全体計画



世田谷区立喜多見中学校 令和7年度 第1学年 学年経営計画

学校スローガン 「自己実現の達成」～ 壁を超えて ～ ミッション：自分の良さを深める

学 年 目 標

全員が心から笑顔でいられる学年

- ・ 当たり前のことを完璧にこなす
- ・ 人のために行動できる
- ・ 自分のことを大切にする

目標値（学校関係者評価 肯定率）

◎自分には良いところがある

80%

◎先生は相談しやすい

90%

◎学校生活は楽しい

90%

◎タブレットやSNSの使用上のマナーやルールを守っている。

90%

※目標達成のための重点ポイント

◇学校のきまりや授業規律の徹底。

学校のきまりの重要性を理解させ、生徒同士はもちろん教員も含めてコミュニケーションを密にとり、未然防止的な生活指導を行う。

◇お互いを認め合う環境づくり。

細かいところでも見逃さずに声かけし、学校生活の中で自分の良さや他者の良さを認め合い、尊重できる環境を作る。

◇学習にも意欲気に取り組める生徒の育成。

学習の中での得意不得意を自ら見つめ、教員及び生徒同士で話し合い、高め合える環境を作る。

※具体的な目標と取り組み内容

項 目	目 標	目標達成のための具体的取り組み
学習指導	・ 授業規律の徹底 ・ 学習意欲の向上 ・ 学習習慣の定着	・ 授業規律の徹底・確立するために、学習も目的・目標をしっかり提示し、細かいところでも見逃さずに声かけを行う。 (チャイム着席・挨拶・忘れ物・取り組む姿勢など) ・ 授業への良い気付きや発言を大切にし、必要に応じて共有し、自己肯定感や学習意欲を高める。 ・ 日々の授業や家庭学習の重要性を理解させ、計画的に学習を行えるように指導する。また、提出物の期日厳守を徹底する。
道徳教育	・ お互いを認め合い尊重できる関係の確立 ・ いじめや人を蔑むことを許さない心情の育成	・ 日々の学校生活で、自分の良さ・他者の良さを見つけ、認め合い、尊重しあえる心情と態度を育てる。 ・ 生徒一人ひとりに目を向け、人間関係や発言一つ一つに気をつける。 ・ 道徳の授業を通して、いろいろな場面や状況からの自分の立場について考え、実際の学校生活で活かしていけるように指導する。

キャリア教育	・自分の良さを知る。 ・将来を見据えたキャリア教育。 ・自己実現達成への取り組み	・キャリアパスポートなどの振り返りや総合的な学習の時間を通して、自分に向き合い、課題を見つけ目標を見出す。 ・ソーシャルスキルトレーニングや自分を知る活動、職業調べなどの活動を通して、将来への具体的な展望をもたせる。
生活指導	・学校のきまりの徹底。 ・コミュニケーションの充実。 ・誰に対しても共通した丁寧な指導。	・学校のきまりの重要性を考え、理解させる。 ・日ごろから生徒とのコミュニケーションを密にとり、人間関係などを把握し、未然防止的な生活指導を行う。 ・問題行動等に対しては、生活指導の共通理解の基、指導を行う。その際に、対象生徒の話を十分に聞き、お互い納得できるような指導を行う。
特別活動	・特別活動・行事への積極的な取り組み。 ・全員がリーダーをできる意識をもつ。 ・集団の強さを理解し、進んで協力的活動を行う。	・特別活動や行事の目的を理解し、自ら積極的に取り組める雰囲気や学年で作る。 ・内容を理解し、誰もがリーダーとして行動できるように指導する。そのためにも、グループ活動や話し合いの機会をたくさん設けて、全員が話し合いのできる活動していく。 ・特別活動や行事の活動を通して、集団として成し遂げる達成感を味わい、協力的活動の意識の向上を目指す。
保護者連携	・学年だよりによる情報発信。 ・保護者との密な連携 ・保護者と協力していく	・学年だよりを発行し、定期的に学年の様子を保護者に伝える。 ・保護者会や教育相談等を通して、保護者との信頼関係を築く。 ・保護者の声を大切にし、質問や心配事があればすぐに連絡をもらえるようにする。また、学校の活動に支援・協力をしてもらえる関係をつくる。

その他

- ・生徒の数だけ感じ方考え方があることを忘れず、丁寧に話を聞く姿勢で指導にあたる。
- ・教員間の連携は不可欠。情報共有の徹底。
- ・朝の出席確認や休み時間、給食時間など、廊下に教員がいない時間になるべく作らない。
- ・人のために行動でき、その行動を心からかっこいいと思える集団作りを行う。

世田谷区立喜多見中学校 令和7年度 第2学年 学年経営計画

学校スローガン 「自己実現の達成」～ 壁を超えて ～ ミッション：自分の良さを深める

学 年 目 標

『虹色学年』～自分の色（個性）を発揮し、他者の色（個性）を尊重するチーム～（3年間通した目標）
第2学年「見られる2年生」：先輩として後輩の手本になるように行動し、いつ見られても誇れる学年

※目標達成のための重点ポイント

◇生徒の良さを教員が理解するために廊下など生徒のそばにつねにいる。
◇授業規律を保ち、学習の中で自分の良さや得意を生徒が見つけ、教員が評価し、褒める。
◇道徳や学活などで生徒同士が互いの良さを見つけ、評価し、時に真似ることで、互いに高めあう。
◇常日頃から他者を尊重する気持ちを伝え、未然防止的な生活指導を行う。

目標値（学校関係者評価 肯定率）

◎自分には良いところがある

68%（R6）⇒75%

◎先生は相談しやすい

60%（R6）⇒75%

◎学校生活は楽しい

92%（R6）⇒95%

◎タブレットやSNSの使用上のマナーやルールを守っている。

79%（R6）⇒90%

※具体的な目標と取組み内容

項 目	目 標	目標達成のための具体的取組み
学習指導	- 基礎学力の充実 - 授業規律の確立 - 主体的に学習に取り組む態度の「B」以上を増やす。	- 授業規律の確立を大切にする。他の人の学習権を侵害しない。 - 授業への良い気付きや発言は逃さず拾い、共有し、発言者の自己肯定感を高める。 - 授業の妨害がある場合には、毅然とした態度で対応し、学年全体で指導する。 - 日々の家庭学習の重要性を理解させ、計画的に学習が行えるように指導する。 - 提出物の期日厳守を徹底する。
道徳教育	- 信頼し合える人間関係の確立 - いじめを絶対に許さない環境をつくる。	- 生徒一人ひとりの良さを見つけ、認め、褒め、意欲と自信をもたせる。 - 友人関係に目を配り、子供同士の繋がりに気をつける。 - 生徒への意見から多様な価値観を引き出し、「いろいろな人がいる」ということを学ばせる。 - 教科書的な道徳の授業にとらわれず、教材を柔軟に解釈し、授業を展開する。 - 本校での人権の話の度に人権について道徳で話をし、「いじり＝いじめ」であることを指導していく。また、月に一度を目安に人権に関する教材を用いて継続的な人権指導を行う。

キャリア教育	・自分の良さを知る。 ・将来に展望をもち、逆算的に自分の進路を考える。	・キャリアパスポートなどの振り返り活動を通して、自分と向き合い、自分を深める時間を増やす。 ・社会人の話を聴く会、上級学校調べ、職場体験などを通して将来への具体的な展望をもたせる。
生活指導	・規範意識の向上 ・基礎的な生活習慣の確立 ・判断力の育成	・学校のきまりを守る意義を考えさせる。 ・個のわがままで、集団が崩れることを理解させ「きまり」の重要性を理解させる。 ・「悪いことは悪い」と正しいことが言え、それが通る集団を目指す。 ・失敗したときには素直に謝罪できる態度を育成し、失敗は許しても嘘をつくことは認めないよう指導していく。 ・問題行動等に対しては、全員で共通の姿勢で指導にあたる。 ・タブレットの利用に関して、規範意識をもたせ指導していく。また、「学習教材」としてより学習に有用な使用方法を生徒自身が考えられるようにしていく。
特別活動	・全員が役割をもつ ・生徒の個性や長所を伸ばさせる。	・特別活動や行事を通して、リーダーを育成し、生徒が自主的に活動する場を作る。 ・自身の得意な分野においてミニリーダーを設け、多くの生徒がリーダーを経験できるように、機会をつくる。 ・行事や学活などで役割の固定化を防ぎ、なるべく多くの生徒に体験をさせる。
保護者連携	・保護者との密な連携 ・真摯に対応し、定期的に連絡を取り、「一緒に子どもを支えていく」関係をつくる。	・学年だよりを発行し、定期的に学年の様子を保護者に伝える。 ・保護者会や教育相談等を通して、保護者との信頼関係を築くように努める。 ・保護者の要望に向き合い、原因究明ができるよう傾聴する。 ・保護者の声を大切にし、質問や心配事があればすぐに連絡をもらえるようにする。

その他

- ・朝の出席確認や休み時間、給食時間など、廊下に教員がいない時間になるべく作らない。
- ・「指導」＝「叱る、怒鳴る」ではなく、被害者も加害者もきちんと話を聞き、被害者の思いや加害者の原因究明、その際の保護者連絡、教員間の情報共有を徹底する。
- ・生徒と生徒、教員と教員、生徒と教員、教員と保護者の風通しがよく、相談しやすい環境を目指す。
- ・タブレットの使用をはじめ、「多勢に流される」傾向が強い。一人一人が集団として団結力を発揮しつつ、一人一人が集団の自浄作用をもてるよう、個の意識も高める。

世田谷区立喜多見中学校 令和7年度 第3学年 学年経営計画

学校スローガン 「自己実現の達成」～ 壁を超えて ～ ミッション：自分の良さを高め、深める

学 年 目 標

応援される人・学年になる 最終章
～ 和而不同 ～

※目標達成のための重点ポイント

- ◇ 生徒同士が互いを尊重し、認め合い、高め合う雰囲気
を学年全体で作っていく（学年全体で協調するが、付和雷
同しない）
- ◇ 義務教育終了後を見据え、行動規範や人権尊重の意識を
高める
- ◇ 5つの大切（自分・相手・もの・時間・礼儀）の徹底
- ◇ 「時を守り、場を清め、礼をただす」生徒の育成

目標値（学校関係者評価 肯定率）

◎自分には良いところがある

(R6 74.4%) → R7 80%

◎先生は相談しやすい

(R6 81.5%) → R7 85%

◎学校生活は楽しい

(R6 87.6%) → R7 90%

◎学校での過ごし方やルールに
ついて考えて行動している

(R6 84.5%) → R7 88%

※具体的な目標と取組み内容

項 目	目 標	目標達成のための具体的取組み
学習指導	○ 学習習慣の定着・徹底 ○ 目標達成に向けた自主的・主体的な学習への取り組み ○ 集団としての学習環境の向上	● 家庭学習の習慣化（予習・復習の徹底） ● 提出物の期限厳守（期限を守りながらも内容を充実させる指導→計画的な学習への取り組み） ● 学習規律の徹底（チャイム前着席、授業に臨む姿勢） ● 授業の妨げとなる行為については毅然とした対応を取る。
道徳教育	○ 相手を尊重し、個性を認め、互いに高め合う意識・態度の育成 ○ より深く考え、向上しようとする心の育成 ○ 自己の生き方について考えを深める ○ 安心・安全な生活環境を整える	● 学校生活のあらゆる場面で、自分のよさ・互いのよさを見つけ、認め合い、尊重しあい、高めあえる心と態度を育てる ● 「人として望ましい態度とは何か」を深く考え、行動する態度を育てる ● 国際的視野に立ち、文化や生活習慣の違いを認め合い、人間として尊重しあう態度を育て、その中で我が国の素晴らしさに気付かせる

キャリア教育	○ 自己理解を深め、自分の希望への進路を実現する力を育てる ○ 将来を見据えた自己実現への取り組み	● 自分の現状に対する理解（自分のよさ）を深め、また、自己の適性について考えさせ、自己理解・他者理解を深める。 ● 上級学校の見学会・説明会の情報を適宜提供するとともに、積極的に情報収集させる。 ● 自己の目標の達成のため、計画的な取り組みを行い、最後まであきらめず取り組むように働きかける。 ● キャリアパスポートの実施・活用
生活指導	○ 正しい生活習慣の実践 ○ より良い集団にするための意識を高める（規範意識の向上）	● 食事・睡眠・運動の重要性を理解させ、正しい生活習慣を確立させる。 ● 社会生活に適した言葉遣い、ルール・マナーの徹底。 ● 授業や日常生活の様々な場面で、個性やよい面を互いに認め合い、自分に自信をもって力を発揮できる集団になる。 ● 1・2年次に経験を活かし、さらによりものにするために考えを出し合う。
特別活動	○ 学年・学校行事への積極的な取り組み ○ 協力的・自主的・自立的活動	● 1・2年次の経験を活かし、最上級生として積極的に企画・運営する姿を後輩に示し、また、後輩を支える。 ● 行事等で自分の個性を生かし、また新たに挑戦することで自己肯定感・自己有用感を高める ● 集団で作り上げる喜びや充実感を高める ● 学校のリーダーとなる生徒を育成する
保護者連携	○ 子どもたちの成長をタイムリーに伝える ○ 保護者との密な連携 ○ 互いに協力し、子どもたちを良い方向に導いていく関係づくり	● 学年だよりの定期的な発行。 ● 保護者会や教育相談等を通して、保護者との信頼関係を築く。 ● 困ったこと、心配なことをすぐに連絡してもらえ、また、学校の活動に支援・協力をしてもらえる関係をつくる。 ● 特に進路関係での保護者の不安に対し、真摯かつ迅速な対応を行う。

その他

- 子どもたちが「自分で考え、自分で選択し、行動をする」環境を整え、また「その結果に責任を持たせる」指導をする。

世田谷区立喜多見中学校 令和7年度 E組 学年経営計画

学校スローガン 「自己実現の達成」～ 壁を超えて ～

ミッション：自分の良さを高め、深める

E組 目標

「発想と挑戦」～自立と交流にむけて～

- 生 活：思いやりをもつ（人間関係の形成）
交 流：ルールを守る（自己理解を深め自立へ）
学 習：他人と比べない（低すぎる目標設定をしない）

目標値（学校関係者評価 肯定率）

◎その他

※目標達成のための重点ポイント

- ◇ 自分の特性を理解し、他者と協力する生徒の育成
 - ・生徒理解のための資料の充実と教員間での意見交換を自立活動に反映していく。
- ◇ 情緒を安定させ、社会生活への適応を目指す
 - ・環境の整備、生徒の納得感の伴った目標設定の調整
- ◇ 基礎学力・運動能力・コミュニケーション能力の向上

※具体的な目標と取り組み内容

項 目	目 標	目標達成のための具体的取組み
学習指導	○ 学習規律の確立 ○ 個別最適化した学習 ○ 自由進度学習 ○ 教員間での指導の差をなくす	● チャイム着席の徹底 ● 見通しを持たせる ● 聴覚優位、視覚優位生徒への配慮 ● 個人の学習スタイルの確立 ● 生徒理解のための資料作成 ● 自閉症スペクトラム障害の説明資料
道徳教育	○ 自分自身の特性を理解する ○ 他者を認め尊重し、協力する姿勢を付ける ○ 互いの個性を認め合う関係の確立	● 自分のよさ・互いのよさを見つけ、認め合える心と態度を育てる ● すべきことを自ら考え、行動する習慣を付ける ● 生徒の良い行動を見つけ、褒め、意欲と自信をもたせる

キャリア教育	○ 自己理解を深める ○ 将来を見据えた自己実現への取り組み ○ 積極的な情報収集	● 各学年において社会への視野を広げるとともに社会性を身に付ける。 ● 自分の現状に対する理解を深め、さらに向上するための課題を自覚する ● キャリアパスポートの実施・活用
生活指導	○ 正しい生活習慣の実践 ○ 自分の特性との付き合い方 ○ 感情のコントロール方法を学ぶ	● 食事・睡眠・運動の重要性を理解させ、正しい生活習慣を確立させる ● 授業や日常生活の様々な場面で、個性やよい面を互いに認め合い、自分に自信をもって力を発揮できる集団になる ● 自立活動では、SST（ソーシャルスキルトレーニング）などの教材を使って場面ごとにどんな行動をとった方がよいのか学んでいく
特別活動	○ 行事での交流活動 ○ 協力的・自主的活動 ○ 生徒の個性や長所を伸ばす	● 個人だけでなく E 組という学年を超えた集団で作り上げる喜びや充実感を高める ● 通級の生徒が交流しにくる企画・立案 ● 交流を通して同学年の横の繋がりを知る ● 行事や学活などで、なるべく多くの生徒に体験をさせる
保護者連携	○ 保護者とのこまめな連携 ○ 互いに協力し、子どもたちを良い方向に導いていく関係づくり ○ SC や生育・主治医など医療機関（学校内外）との連携	● E 組日より「あすなろ」の定期的な発行 ● 日々の連絡や連絡帳を通して、保護者との信頼関係を築く ● 困ったこと、心配なことをすぐに連絡してもらえ、また、学校の活動に支援・協力をしてもらえる関係をつくる

その他

- 子どもたちが取り組みやすいような枠や選択肢を設定する。その中で自ら選択・創意工夫し精一杯取り組めるような環境調整も随時行っていく。
- また、提示した枠や選択肢からはみ出ることがあっても話し合った上出来ることから取り組んでいく生徒を育成する。